

第42回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和3年5月12日(水) 16:00~16:34

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから第42回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いたします。

本日の手話通訳者は、亀田郁さんと、障害福祉課 山上美紀さんのお二方です。はじめに、「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の対応状況」、「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針の変更」等につきまして、統括調整部長より説明いたします。

○橋本統括調整部長

それでは初めに、危機対策本部の対応状況について、資料1により説明いたします。本日の本部会議の開催趣旨ですが、新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針の変更と、感染拡大の防止に向けた対応の確認となっております。

2の発生状況等については後ほど健康福祉部より説明がございます。

めくっていただいて2ページから対策本部各部の対応がございます。変更部分はアンダーラインで明示しておりますので後ほど御確認いただきたいと思いますが、6ページの上の方にアンダーラインを引いております環境生活部の「STOP!コロナ差別相談窓口」につきましては後ほど環境生活部より説明がございます。この資料については以上です。

次に青森県対処方針の変更について資料2で御説明いたします。資料2にありますように国の基本的対処方針を踏まえて変更するものでございます。

まず1ページ目、現在の状況についてですが、国で緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び実施すべき期間を延長したことにより、現在の状況を修正してございます。次に3ページ、これも国の方針に基づきまして追加してございますが、医療機関及び高齢者施設等において従事者等に症状が出現した場合、迅速に検査が実施できる体制を整備するという点を付け加えてございます。それから5ページ、別紙の内容ですが、番号のところにアンダーラインが引いているかと思っております。これは変更前の別紙については、1として飲食店の営業時間短縮という点についての協力要請が加えられておりました。この要請については期間が終了しましたので、その部分を削除したということで、以下、項番がそれぞれ一つずつ繰り上がって変更になっているというものでございます。対処方針の変更については以上です。

付け加えまして資料3があるかと思っております。内閣官房等からの事務連絡の資料でございますが、これは後ほどの知事からの指示事項に関係する内容でございますので、資料として説明させていただきます。国からの文書として、飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入についてというものがございます。3段落目の本文の各自治体においてはというところでございますが、かいつまんで申し上げますと、各自治体においては第三者認証制度の導入に可及的速やかに着手していただきとなっております。次の段落ですが、別添の基準(案)はこれを原則とした上で、各都道府県が基準項目について検討の上、認証基準案を作成していただきという内容となっております。この通知に沿って、これから本県においても所要の対応が必要になってくるということで、後ほど知事からの指示事項がございますが、この文書について、それに関係するものとして説明させていただきます。

私からは以上です。

○坂本危機管理局次長

次に、新型コロナウイルス感染症に係る差別相談窓口の設置につきまして、環境生活部長から説明をお願いいたします。

○佐々木環境生活部長

資料4に基づきまして、「STOP！コロナ差別相談窓口」の設置について御説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症に関連した差別的取扱い等の防止対策といたしまして、このたび相談窓口を設置することといたしました。新型コロナウイルス感染症の患者の方たち等が差別や誹謗中傷等によって苦しむことがないように、差別的取扱い等を受けていると感じている県民の問題を幅広く受け止めまして、関係機関と連携しながら適切な解決に結びつけるために「STOP！コロナ差別相談窓口」を設置いたします。

こちらの相談対応業務は公益社団法人青森県社会福祉士会に委託して実施いたします。相談の方法は電話とメールになります。電話番号は御覧のとおり017-777-4545、電子メールは御覧のとおりです。受付時間は平日の9時から17時までとしております。メールの場合は24時間送信可能でございますが、受け付けたメールへの対応は次の平日以降とさせていただきます。対象ですが、新型コロナウイルス感染症に関連しました差別や誹謗中傷等の差別的取扱い等を受けていると感じている県民の方、そしてその御家族など関係者の方からの御相談をお受けいたします。業務内容といたしましては、相談の内容を傾聴いたしまして、相談者の方が抱えている問題を把握・整理した上で必要な助言や情報提供を行うとともに、問題に応じて適切な専門機関等を紹介することなどによりまして、相談者に寄り添いながら問題の解決に向けてサポートをしてまいります。開設の日にちは5月18日、来週火曜日からとなります。

説明は以上でございます。

○坂本危機管理局次長

感染症の状況等につきまして、健康福祉部長から説明いたします。

○奈須下健康福祉部長

それでは資料5に基づきまして感染症患者の発生状況等について御説明いたします。資料5は5月11日現在、昨日16時30分現在の状況となっております。これまでに判明した感染者1,838名、入院中の方81名、宿泊療養施設利用者40名、自宅療養者125名となっております。なお、昨日16時30分以降に、35名の新規の陽性者が発生しております。検査の状況や相談件数については以下のとおりとなっております。また次のページに療養・検査状況の詳細を記載しておりますので後ほど御確認いただきたいと思います。

続きまして資料6、青森県の感染状況について、感染症対策コーディネーターの大西コーディネーターより説明があります。

○大西感染症対策コーディネーター

私の方から現在の青森県の感染状況について、また、感染事例などについてお知らせしたいと思います。1枚目、陽性者数でありますけれども、これはクラスターが出たところは非常に大人数となって棒グラフで表されております。全体として3月以降、非常に多くの方が感染者となってしまっていて、20名を超える日はかなり普通になってまいりまして、多い時は40名を超える感染者が出ているのが現状であります。

次のスライドをお願いします。これはクラスター等が起きますと、時には大きな人数になってしまうので、クラスターを1つの系統、仮に1人で終わった場合も1つの系統ということで系統をカウントしたものでございます。当日を含めた7日間の合計を棒グラフ、縦軸に表しています。青色が感染経路不明なものでして、県外関連などということがわからないと

ということです。上にある部分は県外関連ということですので、これを見て分かりますのは、現在確かにすごく伸びているということと、実は12月、1月の年末年始のあたりは外から来た、つまり県外からの人がかなり多いということがはっきりしていたけれども、今の3月から始まっている波についてはあまり県外ということが明確に示されないまま、県内の新規系統が増えていくということをごさいます、これは、市中感染の状態を表しているものというふうに考えております。

次のスライドをお願いします。これは現在伸びているところが弘前保健所管内でして、紫色の部分が弘前保健所管内、青色部分が青森市保健所管内、それ以外を緑で表しています。

この間、ずっと青森市保健所管内が多かったのですが、ここに来て4月の後半頃から徐々に弘前保健所管内の患者の発生数が増えております。

次のスライドをお願いします。これは1週間あたりの陽性者を、合計でカウントしてみたものでありますが、1週間当たりで10万人あたり15人をカウントすると、それはまん延の大きな指標になって、国でもステージ3の1つの指標としております。青森圏域ではそれが3月ぐらいからずっと15という数字を超えていますけれども、津軽圏域は、このオレンジ色のグラフでありますけれども、4月末あたりから徐々にカーブが急伸になりまして、現在も非常に数値が伸びている。一方で八戸圏域では、低いまま数値が推移しているという状況でございます。

次のスライドをお願いします。これは療養者数をグラフ化したものであります。入院者数が一番下、そしてその上に宿泊療養者数、さらにその上に自宅療養者数、そしてそのどちらにするか、まだ決めかねている入院調整者数でありますけれども、非常に多くなっています。入院者の方はどうしても限界がありまして、重症者・中等症者に限られてくるわけですけれども、ホテル療養、自宅療養が非常に伸びているところが現在の特徴でもあり、これはそれだけ全体の状況が厳しくなっていることを表しています。入院も現在80人ということを通じて、これはコロナ対応のベッドが201床という現状から見ますと4割ぐらいということで、これが25パーセントという1つの危険水域になってくるわけですけれども、今はひっ迫度合いが非常に、そして次第に高まっているという状況でございます。

次のスライドをお願いします。それに加えてN501Y変異株というのが国際的にも、また日本の中でも非常に多くなってきて懸念されているわけです。これは従来に比べ感染しやすいという可能性があります。さらに現在、大阪では若者、30代、40代の人の重症化が目立ってきていまして、従来は酸素投与が必要でない人が、多い場合には2割ぐらい酸素投与が必要になってくるような、特に若い人が重症化しやすい傾向が見られます。したがって、そのことは医療体制を圧迫するというのが関西圏では明瞭になっております。こういった変異株が増えることが今非常に青森県内でも懸念されております。幸いなことにまだ1%、2%というレベルですけれども、これまで6例が確認されておまして次第に増えてくるのではないかと懸念がございます。医療提供体制のひっ迫につながるということの懸念があるということでございます。

大体の状況を御説明いたしました。次に事例について少し御紹介したいと思います。

典型的なのは、飲食店等で感染して職場や家庭に持ち込むということがよく見られております。中でもやはり医療機関あるいは高齢者向けの施設というのは、感染が起これると大変厳しい状況になりますが、そういった施設の職員も、こういう状況で感染したという事例がございます。

ですから飲酒は短時間で、また特に医療従事者、介護職員あるいは家族に高齢者がいる方や高齢者と接する方は、重症化リスクが高い人々とも接するというところでありますので、感染対策の徹底をさらにお願ひしたいというふうに思います。

職場内の感染拡大のもう1つの事例でありますけれども、感染した後に、症状があるにもかかわらず出勤される方が散見されております。特に医療機関、高齢者向け施設等では交代勤務などがあって休むとどうしても迷惑がかかるとか考えがちです。ですが、やはりそこで休まないでいると感染が拡大するという状況になっておりますので、こういった何らかの

症状がある方、軽い風邪のような症状であっても、出勤、登校、外出を控えていただきたいというふうに思います。また事業所等は、そういった方々が負担なく休めるという環境を是非作っていただけたらというふうに考えております。

次のスライドをお願いします。最近の事例でありますけれども、飲食店以外でも感染が広がっているところが見られます。特に連休中は、やはり外の飲食店で飲むのを控えたということもございますが、家族団らんということで、かなり大人数で集まって焼肉パーティーなどをされて感染した例が最近見られます。飲食店以外であっても、会食は普段いる人との少人数でということ、あまりたくさんの方が集まってパーティーなどやると、中には感染している方がいらっしゃったりすると、感染が広まるということがありますので、その辺についても注意をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○坂本危機管理局次長

大西コーディネーターありがとうございました。

それでは、本部長から指示事項と県民に向けたメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まず、指示事項からであります。

大西コーディネーターからもお話がありましたように、厳しい状況であります。ただいま説明があったように、青森県内の感染状況は、新規感染者が日々増加するとともに、感染経路不明の案件も増え、医療・福祉関係施設などでクラスターも発生しております。そのため、医療提供体制がひっ迫し始めているなど、極めて厳しい状況となっております。

ワクチン接種がこれから段階的に進んでいくわけですが、対象者全員に行き渡るまで、県民の皆様方の適切な行動が、感染症のまん延を抑え込み、最悪の事態を回避するための大きな鍵になってまいります。

最近では、医療・福祉関係施設等においてクラスターが発生しており、県民生活に重大な影響を及ぼす危険性もありますことから、本日、県民の皆様方に対して、これまで以上に慎重な行動と感染防止対策を徹底するようお願いするところであります。

各部にあっては、事業所や医療・福祉・教育施設等でのクラスター発生を抑えるために、事業所等の従業員の方々にも感染拡大防止に向けた注意喚起が及びように、改めて、関係機関・団体等と連携をしまして、事業所等における感染防止対策の徹底と従業員等への周知について依頼するよう指示いたします。

また、国からは、飲食店における感染防止対策の徹底強化を図るため、一定の基準を満たす飲食店に対する第三者認証制度の導入に可及的速やかに着手するよう指示されています。本県におきましても、飲食店に関連するクラスターが多発したところでありまして、関係部にあつては、当該制度の実施に向けまして、具体の検討・準備を進めてください。

このほか、県庁内におきましても感染防止を徹底する観点から、職員や同居する家族の感染が疑われる場合はもちろんのこと、職員に風邪症状等がみられる場合に出勤させないなどの健康管理を徹底して実施するようお願いします。また、出張や会議等についても適切に対応するよう、改めてお願いします。

以上、現下の厳しい感染状況を踏まえまして、感染拡大の抑え込みに向けて、各部の持つ力を結集し、全庁体制で取り組むよう指示をいたします。

続いて、県民の皆様方にお話させていただきまします。感染拡大の抑え込みに向けてということで今日は特に話をしたいと思います。

このたびの大型連休中におきましても、医療関係者でありますとか、介護・福祉施設等関係者、そして各保健所等において防疫・検査業務を実施されていた方々をはじめ、新型コロナウイルス感染症に御対応いただいた全ての皆様方に対しまして、県民を代表して心から

敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。御苦勞さまでした。

また、4月27日から5月9日までの間、青森市の本町1丁目から5丁目までと橋本1丁目の飲食店に対しまして、営業時間の短縮要請を行ったわけではありますが、同地区において新たなクラスターは発生しておらず、要請の効果が一定程度あったものと受け止めております。御協力をいただきました皆様方に厚くお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

その一方で、先ほど大西コーディネーターからも御説明いただきましたが、新規感染者が日々増加するとともに、感染経路不明の案件も増え、医療・福祉関係施設などでもクラスターが発生しているという状況であります。そのため、医療提供体制がひっ迫しつつあるなど、極めて厳しい状況となっております。

そこで、これからの感染拡大の抑え込みに向けた取組について御説明したいと思っております。

まず、積極的疫学調査の実施により濃厚接触者や感染源の把握を徹底するとともに、適切な医療措置を提供するためにも、病床や宿泊療養施設等の確保に努めてまいります。

また、これから高齢者向けのワクチン接種が本格化していくわけですが、国からは6月末までに全高齢者が2回接種可能となるワクチンの基本配分計画が示されたところであります。県としては、対象者のワクチン接種が円滑に進みますよう、市町村と連携した取組を進めてまいりたいと思っております。

また、飲食店対策ということになります。国が一定の基準を満たす飲食店に対する第三者認証制度の導入を推進しておりまして、青森県におきましても当該制度の実施に向けて、具体の検討・準備を進めてまいります。

さらに、地域経済を守り抜くために、国が創設いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）を活用しまして、必要とされます支援策について検討を進めてまいります。

その上で、県民の皆様方には、これまでも感染防止対策に御協力いただきましたが、最悪の事態を回避するために、重ねてのお願いをさせていただきます。

先ほど大西コーディネーターからも御説明いただきましたが、最近の感染事例としては、飲食店等で感染して、職場や家庭に感染を持ち込んだ事例が増えております。また、非常にこれも重要なことではありますが、医療機関や介護施設等の職員の方が、感染防止対策が徹底されていない飲食店で感染をして、職場内で拡大したという例も出てきております。また、症状があるにもかかわらず出勤をして、職場内で感染が拡大した事例も多くみられております。そしてまた、最近は飲食店以外における会食でも感染している事例、先ほど大西コーディネーターからも御親戚、友達が集まったのバーベキューなどの例についてのお話がありました。そういった飲食店以外における会食でも感染している事例があります。

そこで、これまでお願いしてきました基本的な感染防止対策、要するに手指消毒やマスク、3密を避けるなどの基本的な感染防止対策の継続に加えまして、次の3点については是非とも、本当にここからが重要な局面に入っておりますので、徹底をお願いします。

まず、毎日検温して、風邪症状などがみられる場合は出勤・登校・外出をせず、ほかの方との接触を極力避けていただく。自らそういう行動をとっていただきたいと思っております。

そして、そのためには、事業所や施設等において、風邪症状などがみられる従業員が出勤しないよう「休みを取る・取らせる」、そういった職場環境づくりについて、何とぞ管理者の皆様方には徹底をしていただきたい。また、職員の方々と共通の意思を持っていただきたい。そのことをお願いします。

そして特に、（感染）事例が出ております医療・福祉施設等におきましては、感染拡大が人命に関わる危険性もあります。このことから何とぞ施設や医療の管理者の方々におかれましては対策を今一度徹底していただくということをお願いしたいと思っております。

そして、若い世代の皆様方にここでもう一度お話をさせていただきます。確かに（若い世代の方は）無症状や軽症の場合が多いところですが、油断しないでいただきたいのです。家族

や職場等で、疾病を持っている方や高齢者の方々、重症化リスクの高い人たちに、感染を広げてしまうおそれがあるということを改めて認識していただきたい。何とぞ、お一人お一人が感染を広げないための取組に、若い方におかれましても自覚していただいて、御協力いただくようお願いしたいと思います。

私は、この新型コロナウイルス感染症に対しまして、「青森県を絶対に守る、潰さない」との思いで、これからも全力で取り組んでいく覚悟であります。

県民の皆様方お一人お一人におかれましても、1年以上に渡りましていわゆる「我慢生活」を強いられております。大変心苦しい思いであります。本当に勝負どころになってきたと思っています。御自身や御家族、そしてお仲間の方々を感染症から守るために、これまで以上に慎重な行動、そして感染防止対策をそれぞれに徹底して下さるようお願い申し上げます。

なお、感染症患者が増加しているわけではありますが、誰もが感染する可能性があります。そういったことから、感染に関する誹謗中傷は絶対にやめていただきたいと思っています。

そこで県では、5月18日から新型コロナウイルス感染症に関連した差別的取扱い等に係る相談窓口を設置しまして、関係機関と連携しながら、適切な解決に結びつけるよう取り組んでまいります。県民の皆様方、お困りの場合は「STOP！コロナ差別相談窓口」に御相談をいただきたいと思っております。

非常に勝負どころというか、非常に厳しい分かれ目というのでありましょうか、そういう思いでありまして、大西コーディネーターからも、そして私からも、具体的な例と本当に率直なお願いをさせていただいた次第です。何とぞ県民の皆様方お一人お一人が、自らの問題として、御家族、そして友達、また職場の皆様方それぞれを、自分を守るだけでなく、お互いがお互いを守っていくと、そういった思いで何とぞ力を合わせていくことをお願いして、私からのお話とさせていただきます。

どうぞ力を合わせて頑張ってください。よろしく申し上げます。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の本部会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。